

役員等報酬等に関する規程



(1) 執行役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、当月25日(当日が土・日曜日または祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の役員については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(退職手当金)

第6条 役員としての退職手当金については原則支払わないが、但し、餞別として法人役員等慶弔見舞金により支給する。

(交通費等)

第7条 理事会等への出席、法人業務に携わったときの交通費及び諸経費は、次により支払うものとする。

(1) 第3条2項の役員については、その都度現金にて支払う。

(2) 執行役員及び職員理事については適用しない。

(3) 支払金額は次による。

- ・理事会への出席 2,000円/1日
- ・理事長が召集する委員会等への出席 3,000円/1日
- ・法人業務に携わったときの交通費 実費又は2,000円/1日の内、多い額

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第8条 出張旅費は、「社福望規則第5号 埼玉のぞみの園旅費規程」を適用する。

第4章 慶弔見舞金

(慶弔見舞金)

第9条 役員等に対する慶弔見舞金は、下表の通りとする。

項目	対象者	金額	摘要
葬祭料	法人理事・監事	50,000円	他に生花1基(現職時対応)
	法人評議員	30,000円	々
	上記配偶者	10,000円	々
傷病見舞金	法人役員	10,000円	15日以上入院又は1ヶ月以上の療養
餞別	法人役員		理事・監事の役員のみ支払う 金額は相当額の記念品とする 職員理事期間は通算する
	(30年以上)	100,000円	
	(20年以上)	70,000円	
	(10年以上)	50,000円	
	(10年未満)	30,000円	
(4年未満)	無支給		

その他理事長が特に必要と認めたとき(元理事葬祭料は香典30,000円と生花1基とする)

第5章 附 則

(改 正)

第10条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、評議員会の決議を経なければならない。

この規程は、平成28年4月1日より、施行する。

この規程は、平成29年4月1日より、施行する。

< 執行役員報酬表 >

○理事長

号俸 (級 - 号給)	支給基準額 (月額)
2 - 1	50,000円
2 - 2	100,000円
2 - 3	200,000円
2 - 4	300,000円
2 - 5	400,000円
2 - 6	500,000円
2 - 7	600,000円
2 - 8	700,000円

○理事

号俸 (級 - 号給)	支給基準額 (月額)
1 - 1	10,000円
1 - 2	20,000円
1 - 3	40,000円
1 - 4	60,000円
1 - 5	80,000円
1 - 6	100,000円
1 - 7	120,000円
1 - 8	140,000円